

～ 10 月は空き家対策月間～

# お持ちの空き家を利活用しよう!



## 空き家は適正な管理が大切です

空き家は、管理せず放置するとさまざまな問題を引き起こす可能性がありますので、所有者は適正な管理に努めましょう。

- 建物の劣化により、倒壊や火災のリスクが高まる
- 草木が繁茂して近隣の敷地や道路へはみ出し、迷惑がかかる
- 害獣や害虫の発生・すみかになる恐れがある など

町では、空き家をはじめ住宅に関する相談会を開催していますので、ぜひご参加ください。

**参加費  
無料**

### 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改定されました

近年の空き家が増加している状況を踏まえ、空き家対策が総合的に強化されました。特定空家のほか、管理不足と判定された「管理不全空家」も敷地の固定資産税の減額措置がなくなり、適正に管理しましょう。



## 住宅関連の相談会

### 空き家の相談会

**と き** 10/21 13:30～16:15  
**と ころ** 第1会議室（役場2階）  
**対 象** ○町内の空き家を管理・所有している方  
 ○今後管理・所有する予定の方  
**相 談 員** 建築士、宅地建物取引士  
**申 込** 10/2回～16回に都市整備課窓口または☎で申し込み（事前予約制・先着順）  
 ※申込時に相談内容をお知らせください。  
 都市整備課（☎71-5956）  
**定 員** 9組

### 耐震相談会

**と き** 10/30 13:30～16:15  
**と ころ** 第1会議室（役場2階）  
**対 象** ・現在お住まいの木造住宅の耐震診断や耐震改修を検討している方  
 ・その他耐震関係で相談したい方  
**相 談 員** 建築士  
**申 込** 10/2回～23回に都市整備課窓口または☎で申し込み（事前予約制・先着順）  
 ※申込時に相談内容をお知らせください。  
 都市整備課（☎71-5956）  
**定 員** 6組

### （公社）かながわ住まいまちづくり協会 我が家の相談室【セミナーと相談会】

**と き** 11/8 14:00～15:00  
**と ころ** ラディアン ミーティングルーム2  
**●セミナー**  
**時 間** 14:00～15:00  
**テ ー マ** 「リフォームで快適な住まいづくりや空き家の利活用を」  
**講 師** 芝 京子氏（一級建築士）  
**定 員** 20名

**●相談会**  
**時 間** 14:00～16:00（1人30分）  
**内 容** 建築士・宅地建物取引士・司法書士がアドバイスします。  
**定 員** 10名

### 共通事項

**申 込** 申込書に必要事項を記入して、FAXまたはメールで申し込み  
 FAX 045-664-9359  
 ①izumi@machikyo.or.jp  
**そ の 他** ・詳細はホームページをご確認ください。  
 ・申込書は都市整備課窓口にもあります。  
**問** （公社）かながわ住まいまちづくり協会  
 （☎045-664-6896）



※このほか、随時相談を受け付けています。相談内容に合わせて専門家団体を紹介しますので、ささいなことでもお気軽にお問い合わせください。



## 空き家バンク制度を活用しよう

「さまざまな媒体で情報発信したい」「不動産業者と仲介契約したけど、買い手・借り手が見つからない」「空き家を売却・賃貸したいけど、不動産業者がわからない」という方は、空き家バンクに登録してみませんか。

詳細は、ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



### 登録は簡単！（無料）

空き家バンク登録台帳登録申込書を提出



審査

町ホームページに掲載・紹介



問 都市整備課計画指導班（☎71-5956）

配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。ひとりで悩まず、相談しましょう。 **DV相談ナビ**

はれば #8008

かながわDV相談LINE ▶



広報にのみや 令和5年10月号